

「枚方市 在日外国人等高齢者給付金支給制度」 に反対しています。

枚方市では「地方税」を財源として、1926年(大正15年)4月1日以前に生まれて、ずっと、日本国内に定住している在日外国人(主に在日韓国・朝鮮人)に「給付金」を支給する制度があり、日本人には支給されておられません。

この制度の経緯を説明するには、「国民年金制度」の説明から始めなければなりません。
1961年に「国民年金制度」が開始された時は国籍条項により、名前の通り日本国民のみを対象としておりました。

1982年に「難民条約」の批准に伴い「難民」に対して、自国民と同等の社会保障を与えなくてはならなくなった時に、在日韓国・朝鮮人は「難民」ではなかったのにも関わらず、1982年1月1日から在日外国人の任意の加入が可能となりました。

しかしながら、年金制度は基本的には25年間の納付期間を満たさないと年金受給の「資格」が貰えません。
そこで外国人に開放された時に、25年間の保険料の納付が不可能だった外国人には、「カラ期間」と呼ばれる救済策が設けられて、最低5年間(60回)の納付が可能な外国人であれば、残りは「カラ期間」によって納付が免除されて年金受給の資格が得られるようになりました。つまり、最大で20年間の保険料の納付が免除されました。

本来、日本国民限定の「社会保障制度」であった「国民年金制度」を外国人にも開放してあげて、尚且つ「カラ期間」と呼ばれる救済策(日本人へ対する逆差別的な)まで設けてあげました。
ここまで、在日外国人(主に在日韓国・朝鮮人)に親切な救済の手を差し伸べれば充分過ぎるはずです。

しかしながら、先に述べた5年間(60回)の保険料の納付が出来ない在日外国人は、「国民年金」の受給が出来ないから「可哀相」という理由で「地方税」から「給付金」が支給されています。

だが、ちょっと待って下さい。その人たちは「保険料」を払っていないのですから、何も我々の税金を使って救済する必要はないのです。その反面、平成19年の厚生省の発表で、日本人の「無年金者」は118万人と発表されていますが、その人たちの救済策は全く、取られておりません。

中には24年11ヶ月の「保険料」の納付を行いながらも、あと1ヶ月足りなかった為に年金を1円も貰えていない「無年金者」の人もおります。当然のように大正15年4月1日以前に生まれた日本人の「無年金者」もおります。このような日本人の救済を後回し(放ったらかし)にして、在日外国人の救済を優先している事に対して私共は、「日本人差別を止めろ。」の声をあげて反対しています。

平成19年12月25日「在日障害者無年金訴訟」、平成21年2月3日「在日無年金訴訟」について、最高裁判所は原告側敗訴を確定させました。国籍条項により、在日が国民年金制度に加入出来なかった事が「人権侵害」であるとの訴えに対して「立法府の裁量権の範囲内で、憲法や国際人権規約に反するとは言えない」との判断が確定しています。

本来、「外国人の社会保障を第一義的に責任を負うのは、その所属する国家」であり、「福祉の財源が限られている中で外国人よりも自国民を優先するのは当然」のはずです。

余談ではありますが、韓国で「年金制度」が始まったのは1986年であり、現在においても外国人の加入は認められておりません。

問い合わせ先:枚方市 健康部 高齢社会室
072-841-1221 (市役所代表)

在日特権を許さない市民の会 大阪支部
メール zaitokuosaka@gmail.com

在日特権を許さない市民の会
在特会
<http://www.zaitokukai.info>

**「特別永住資格」などの
在日特権を無くす為に活動しています!**

**在日問題を
次の世代に引き継がせないために、
ぜひ在特会の活動にご参加ください!**



在特会イメージキャラクター by山野車輪